

大阪公立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構会則

制 定 令和4年4月1日
最近改正 令和7年1月31日

(名称)

第1条 本会は、大阪公立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構 (Society for the Promotion of Education at School of Literature and Human Sciences, Osaka Metropolitan University) と称す。

(目的)

第2条 本会は、文学部・文学研究科の教育・研究に関する会員の活動を相互に支援・助成し、親睦と交流を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育活動の推進
- (2) 学部生・院生による研究活動への支援
- (3) 学部生・院生の進路選択への支援
- (4) 定期刊行物の発行
- (5) 学外に向けた活動への支援
- (6) 会員の親睦・交流
- (7) その他、本会の目的にとって適当と認められる事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

学生会員……文学部学生及び文学研究科院生

教員会員……文学研究院又は文学研究科又は文学部に関係する教員

賛助会員……本会の目的趣旨に賛同し、所定の会費を納入する個人又は団体

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
文学研究科教員のなかより文学研究科長（以下「研究科長」という。）が指名により選出
- (2) 副会長 2人
教員と学生から各 1 人、運営委員の互選により選出
- (3) 運営委員 10 人
教員運営委員（5人）は、文学研究科教員の中より研究科長が指名し、文学研究科教授会の承認を得て選出
学生運営委員（5人）は、学生会員のなかより選出
- (4) サポート委員 5人
教員会員のなかより教授会の承認を得て選出
- (5) 監事 2人
学生会員、教員会員からそれぞれ選出

(役員任期)

第6条 役員任期は、1年とし、再任を妨げないが連続3回までとする。ただし、欠員等が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を組織し、会則の定めるところに従い本会の運営について審議し

務を執行する。

- (4) サポート委員は、運営委員会による会務の執行を補佐する。
- (5) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

第9条 総会は、毎年1回開催し、本会運営の基本方針を決定し、学生運営委員及びサポート委員を選出する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。また、会員の3分の1以上の要求がある時、会長は臨時総会を開催しなければならない。

第10条 運営委員会は、月に1回開催し、会務運営について審議し、企画立案書・予算案その他重要な会務について運営方針を決定する。

第11条 運営委員会は、半数以上の出席で成立し、議事は、出席者の過半数で決定する。総会に出席できない場合は委任状をもって議決権を行使でき、議事は、委任状を含めた出席者の過半数で決定する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入金をもってこれにあてる。

(会費)

第13条 会費（年会費）は次のとおりとする。

教員会員 10,000円

学生会員 5,000円

賛助会員個人 1口 10,000円以上、団体 1口 50,000円以上

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第15条 本会の予算、決算及び事業計画は、総会の承認を得なければならない。

(その他)

第16条 本会会則の施行に必要な細則は、運営委員会に諮り会長がこれを定める。

第17条 本会会則は、総会の委任状による出席者を含めた出席者の3分の2以上の多数でこれを改正することができる。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月31日)

この会則は、令和7年1月31日から施行する。なお、会費は令和6年4月1日にさかのぼって適用する。

大阪公立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構運営委員会内規

制 定 令和4年4月1日

第1条 大阪公立大学文学部・文学研究科教育促進支援機構（以下「支援機構」という。）の会務運営・執行機関として、運営委員会をおく。

第2条 教員運営委員は、文学研究科長の指名により、教員会員の中から文学研究科教授会の承認を得て選出する。

第3条 学生運営委員は、学生会員の中から、前年度学生委員が候補者を推薦し、総会の承認を得る。

第4条 教育支援、研究支援、進路支援、編集、広報の事業ごとに担当する委員をおくほか、文学研究科との共同事業に関しても担当の委員をおく。

第5条 教員会員、学生委員ともに運営委員の選出は、前年度中に行うこととする。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。